

令和7年4月1日

## 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第0971200084号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 緊急時における対処方法	7
6. 非常災害対策について	7
7. 苦情の受付について	8
8. 虐待防止の為の措置について	9

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京福会  
(2) 法人所在地 栃木県那須塩原市住吉町5-10  
(3) 電話番号 0287-64-2511  
(4) 代表者氏名 理事長 田畑 陽一郎  
(5) 設立年月 昭和55年12月

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年1月31日指定  
栃木県0971200084号  
※当事業所は特別養護老人ホーム寿山荘に併設されています。

(2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者のご家族の身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 寿山荘

(4) 事業所の所在地 栃木県那須塩原市住吉町5-10

(5) 電話番号 0287-64-2511

(6) 施設長(管理者)氏名 渡邊 学

(7) 当事業所の運営方針 人としての生命、人としての生活を尊重し安全の中で安心して暮らせるよう配慮します。

(8) 開設年月 平成5年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時(土・日・祝日を含む)

(10) 利用定員 10人

(11) サービスの通常の実施地域 那須塩原市、那須町、大田原市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋か2人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	なし	
2人部屋	1室	
4人部屋	2室	
静養室	1室	
合計	4室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]上下股用滑車重鐘運動器 平行棒 マット 起立台 肩関節輪転運動器
浴室	3室	機械浴槽、個別浴槽
医務室	1室	県より診療所としての許可済

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	18名以上	18名以上
3. 生活相談員	1名以上	1名以上
4. 看護職員	2名以上	2名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上	1名以上
7. 医師	必要数	必要数
8. 管理栄養士	1名以上	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。  
 （例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日・木曜日 9：00～12：00
2. 介護職員	早番： 6：30～15：30 日勤： 8：00～19：30※ 遅番： 13：00～22：00 夜勤： 22：00～7：00
3. 看護職員	日中： 9：00～18：00
4. 機能訓練指導員	日中： 9：00～18：00

※介護職員の日勤はこの時間内で8時間勤務のシフトが数種類設定されています。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

###### ①栄養管理

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

###### ・療養食加算

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合次の料金をお支払いいただきます。

1食あたり 8円

###### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

###### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

###### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

###### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護 1 6,030円	要介護 2 6,720円	要介護 3 7,450円	要介護 4 8,150円	要介護 5 8,840円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
4. サービス提供体制強化加算(I)	22円						
5. 夜勤職員配置加算(I)			13円				
6. 介護職員等処遇改善加算(I)	66円	82円	89円	99円	109円	119円	129円
7. 自己負担合計(3+4+5+6)	539円	665円	727円	806円	889円	969円	1,048円

※・サービス提供体制強化加算(I)

指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護職員の占める割合が100分の35以上である場合に当該加算を算定いたします。

・夜勤職員配置加算

介護福祉施設サービス費、又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定しており、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する、夜勤を行う介護職員、又は看護職員の数に常勤換算方法で1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置している場合、当該加算を算定いたします。

・送迎加算

送迎を行った場合1回あたり184円加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆一定の所得のある利用者については、サービス利用時の負担割合が2割または3割になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①居住費（光熱水費）

ご契約者の光熱水費に対する費用となります。料金は利用者負担段階に応じて異なり、下記「居住費・食費の負担額」の通りとします。

②食事の材料の提供（食材）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：朝400円 昼550円 夕550円 一日あたり1,500円

☆居住費・食費の負担額は以下の通りとします。世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は負担限度額認定証に基づき、施設利用・居住費・食費の負担が軽減されます。

「居住費・食費の負担額」

[単位：円]（日額）

対象者		区分	居住費	食費
			多床室 (相部屋)	
生活保護受給者		利用者負担段階1	0	300
世帯全員 が市町村民 税非課 税で	高齢福祉年金受給者	利用者負担段階1	0	300
	課税年金受給額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担段階2	430	390
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担段階3 ①	430	650
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	利用者負担段階3 ②	430	1360
上記以外の方		利用者負担段階4	915	1500

③理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費（パーマご利用の場合は別途徴収）

#### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

買い物代行代 50円（利用者の代わりに買い物を代行するサービスです）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

電化製品持ち込み料 1日あたり 30円

#### ⑦私的契約について

当施設では保険適用外でもショートステイをご利用いただけます。

基本料金： 介護サービス費＋各種加算の10割

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

### （4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	基本的には頂きませんが特例により頂く場合もあります。 (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 緊急時等における対処方法

(1) 特別養護老人ホーム寿山荘は、指定短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、そのほか必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力機関に連絡する等の措置を行います。(重要事項説明書内緊急連絡網参照)

(2) ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底致します。

## 6. 非常災害対策について

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、火災・地震等の非常災害に備えるため定期的に避難・誘導・救出その他の訓練を行います。

## 7. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 介護支援専門員 山田 恵也

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：30～18：30

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市役所 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社108-2 電話番号・0287-62-7113 受付時間 8：30～17：30
那須町 保健福祉課	所在地 那須郡那須町大字寺子丙3-13 電話番号・0287-72-6910 受付時間 8：30～17：15
大田原市 高齢者幸福課	所在地 大田原市本町1-4-1 電話番号・0287-23-8740 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内 電話番号・028-622-7242

	受付時間 8:30～17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 栃木福祉プラザ内 電話番号・028-621-5298 受付時間 9:00～16:00

### (3) 第三者委員会

本事業所では、地域にお住まいの以下の第三者委員に選任し地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見をいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連 絡 先
堀 克巳 (評議員、弁護士)	電話0422-20-0154
寺澤 信一 (評議員)	電話090-4025-7747

### (4) 第三者評価事業について

当施設では、第三者評価事業による評価は実施しておりません。

## 8. 虐待防止のための措置について

当施設では、虐待の発生又はその再発を防止する為、次のとおり体制を整えております。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底する。</li> <li>② 虐待防止の為の指針を整備する。</li> <li>③ 担当職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施する。</li> <li>④ ③に掲げる体制を適切に実施する為の担当者を置く。</li> </ul> |
|---|

- (2) 当施設では、サービス提供中に従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 寿山荘  
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

代理人住所（選任した場合） 氏名 印

利用者住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 2287.80㎡
- (3) 事業所の周辺環境 街の中心部に有り生活する上でこの上ない環境であると共に周囲には那須連山、八溝山系を望め、自然環境にも恵まれている。  
(騒音、日当たり等) 全居室共南に面しており日当たり等も良好、なおかつ建物は生活道路から50メートルほどの位置にあり騒音は殆ど感じられない。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員（※看護職員含む）を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

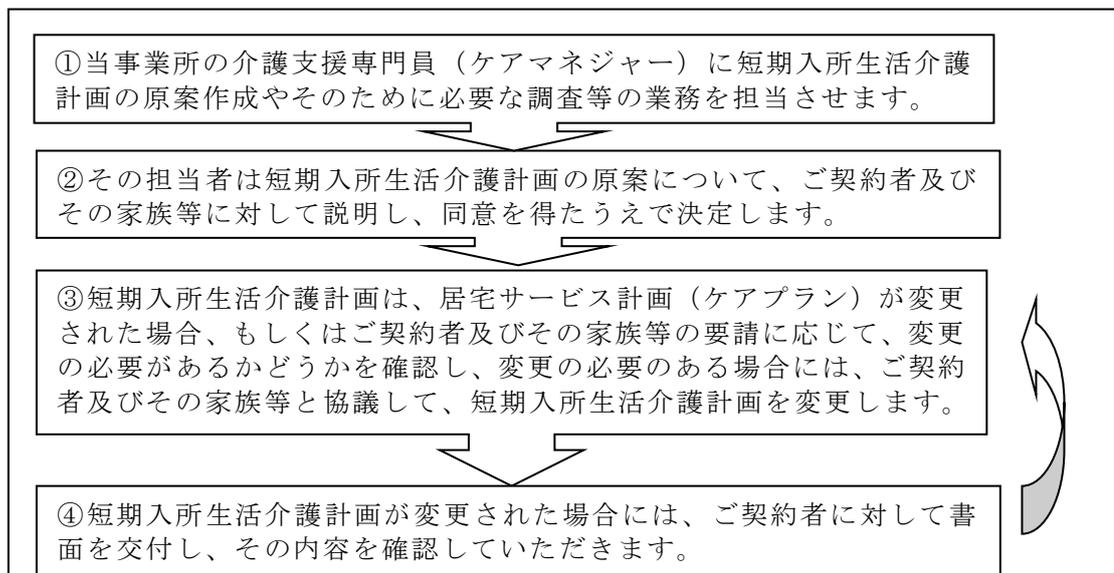
1名の機能訓練指導員を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

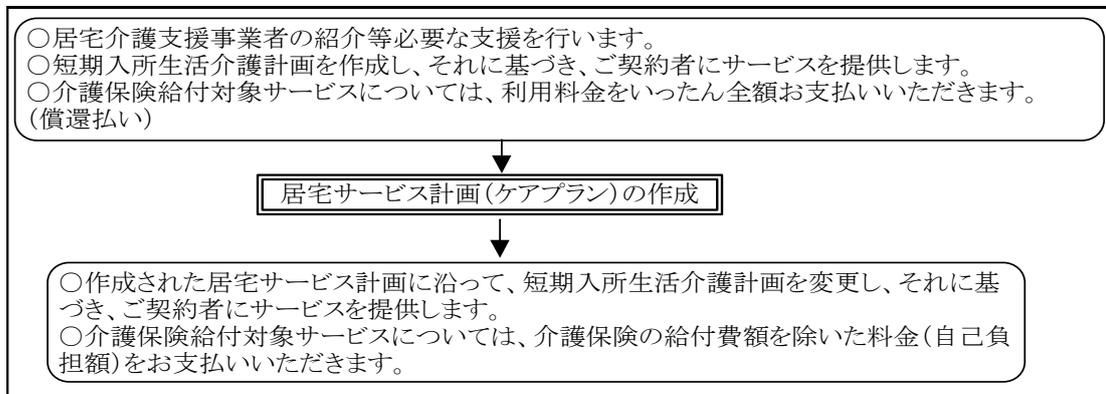
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

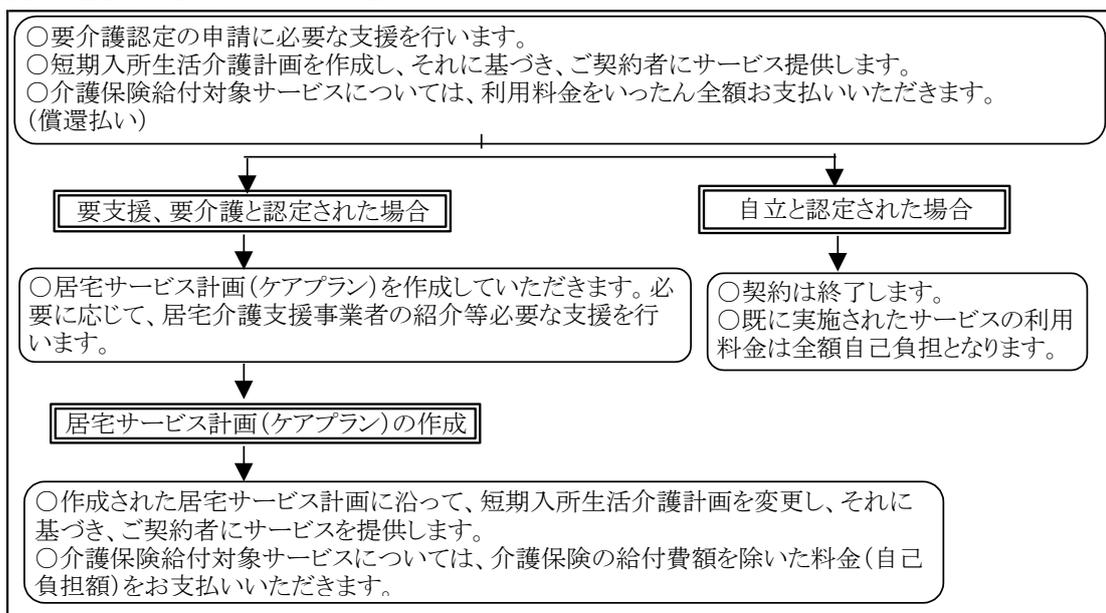


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
危険物、他の入居者、利用者の生活を脅かすと思われる物、動物

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

健康増進法に基づき、当施設は敷地内全面禁煙とさせていただきます。

・健康増進法の第 25 条の 2 では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

【健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第六章 「受動喫煙防止」より】

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

### ①協力医療機関

医療機関の名称	黒磯病院
所在地	栃木県那須塩原市高砂町3-5
診療科	内科・胃腸科・神経内科・外科

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	たさき歯科
所在地	栃木県那須塩原市黒磯幸町5-21

## 6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が死亡した場合</li><li>②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|---|

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご契約者が入院された場合</li></ul> |
|---|

- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## （２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## （３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。